資料6

官庁営繕事業　事後評価

仙台第1地方合同庁舎（増築棟）

平成31年 3月 1日
国土交通省　東北地方整備局

1　事業の目的と概要

事業目的

- 老朽、狭あい、耐震性能不足、同一官署での庁舎分散、借用　などの解消
- 集約による国有財産の有効活用
- 大規模災害時の広域防災拠点となる性能を有した庁舎の整備

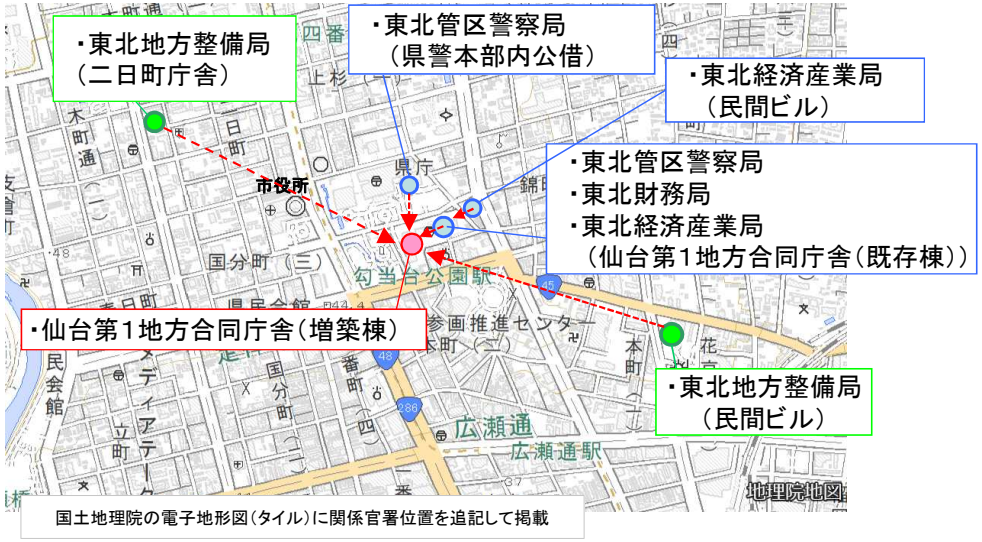

国土地理院の電子地形図（タイル）に関係官署位置を追記して掲載



事業概要

- 仙台市内5箇所に散在する4官署
  - 東北財務局　　：仙台第1地方合同庁舎（既存棟）
  - 東北管区警察局：同合同庁舎 、県警本部内で公借
  - 東北経済産業局：同合同庁舎 、民間ビル借用
  - 東北地方整備局：二日町庁舎 、民間ビル借用

- 仙台第1地方合同庁舎の敷地内に増築し集約

増築棟 施設概要

施設名	仙台第1地方合同庁舎（増築棟） ※完成後の呼称：B棟
場所	仙台市青葉区本町3－3－1
構造・規模	鉄骨造　地上17階 地下2階 塔屋1階
面積	38,026 ㎡　（建築基準法　延べ床面積）
完成	平成27年12月
事業費	147.4 億円
入居官署	東北財務局　東北管区警察局 東北経済産業局　東北地方整備局

2　官庁営繕事業の事業評価手法

事業計画の評点化による評価

再評価時と同様、事業計画を以下の3つの視点で評点を算出。それぞれ要件を満たすかを確認

［○-○］：関連資料の番号

事業計画の必要性　［3-1］

事業を行う必要性（老朽、狭あい、施設の不備等）を評点化して評価

- 主要素：最大100点

＋ 従要素　各最大10点

要件 ： 100点以上　であること

事業計画の合理性　［3-2］

① 代替案と経済比較し、代替案より経済的

② 経済比較の際、リスク等の総合判断により、代替案より合理的と判断

③ 他の案では事業案と同等の性能を確保できないと評価

④ 他組織が採算性等で評価を行い、その評価方法に合理性が認められる

要件 ： 上記①～④いずれか　に該当すること （該当＝100点）

事業計画の効果　［3-3］

- 事業計画の効果（B1）

位置・規模・構造の観点から評価

例：アクセス性、面積や機能の適切性

要件 ： 100点以上　であること

- 施策に基づく付加機能（B2）

施策の実施・各種取り組み状況により、評語（A～D）に区分

効果の発現（実行）状況を 確認

前回評価（平成24年度　再評価）

- 必要性、合理性（代替案との経済比較）、効果の要件を満たしていることを確認
- 事業進捗の状況・見込み、コスト削減の取り組みを確認

➡ 事業継続

計画案	概要
事業案	4官署を集約して新築
代替案 ①	東北地方整備局　：　現地建て替え 合同庁舎（3官署）：　耐震改修＋不足面積分を増築
その他の代替案	
代替案 ②	整備局（二日町）、合同庁舎　それぞれの敷地で新築
代替案 ③	4官署が民借

◆ 総事業費※ 経済比較の結果

事業案 ＜ 代替案① ＜ 代替案② ＜ 代替案③

事業案が最も経済的

※建設完了 50年後までの維持管理費等を含む総費用
社会的割引率による現在価値化（H24時点）を行った額

3-1　事後評価　事業計画の必要性　（評価基準の詳細は“参考1”を参照）

事業計画の必要性

「事業計画の必要性」評点　算出方法：主要素の評点 ＋ 従要素それぞれの評点×10%

計画理由	評点	内容	官署別の点数（官署の必要面積による加重平均を行い評点算出） （面積比＝ 整備局50%、警察局17%、財務局16.5%、経産局16.5%）
老朽 （主要素）	80.0点	東北地方整備局　　建築1954年　築後60年経過 仙台第1地方合同庁舎　建築1965年　築後50年経過	老朽の程度（現存率）の点数が、 4官署共に 80点（70%以下）
狭あい	3.5点	各官署、必要面積に満たない	面積率（現況面積／必要面積）の点数が、 整備局 7点（65%以下）、他3官署 0点（80%台）
借用返還	6.7点	整備局・経産局（一部）民借 、警察局（一部）公借	財務局を除く3官署 8点（借用状態の解消が必要） 財務局 0点（借用なし）
分散	6.0点	整備局・警察局・経産局　それぞれ複数の場所に分散	整備局 8点（相互の距離1km以上） 警察局・経産局 6点（別敷地）、財務局0点（分散なし）
防災機能の不備	10.0点	必要な耐震水準に満たない	4官署共に 10点 （官署に要求される耐震水準を満たした庁舎でない）
（ 加算要素 ）	20 点	特定国有財産整備計画（10）、合同庁舎計画（10）	―
合計	126.2点	≧ 100点	―

【結果】
評点が100点以上　要件を満たす

《参考》 再評価時の評点　122.2点
点数変動理由
配点基準の一部改定による点数の増
各官署の状況には変化無し

《 参考　旧庁舎（整備局）状況 》



整備局旧庁舎　業務量への対応のため増築を重ね多棟化



内壁　破損 （震災時）


天井　破損・落下 （震災時）


設備配管　漏水

3-2-1 事後評価 事業計画の合理性

代替案との総費用※1の比較

（単位：千円）

※1 建設完了後 50年間の維持管理費等を含む総費用
各年度における支出（見込み）について、社会的割引率による現在価値化を行った額
《 基準年度 平成27年度（2015）＝完成年度 》

A. 実際の計画

仙台第１合同庁舎の敷地に、４官署を集約し新築

費用種別	金額
初期費用	15,238,735
建設費	14,650,302
企画設計費	417,652
解体費	170,781
維持修繕費	7,498,142
修繕費	2,813,938
保全費	3,280,029
光熱水費	1,404,175
土地の占用に係る機会費用	2,674,403
法人税等	▲ 1,542,004
合計	23,869,276

B. 代替案 ①

整備局 ：現地（二日町）にて建て替え
合同庁舎３官署：耐震改修＋不足面積分を増築
（耐震改修後に既存部が築60年を超過した際の建替え費を含む）

費用種別	金額
初期費用	16,485,351
増築・改築費	15,339,274
企画設計費	680,876
解体費	465,201
維持修繕費	9,986,185
修繕費	3,449,697
保全費	3,903,762
光熱水費	2,632,726
土地の占用に係る機会費用	2,361,973
法人税等	▲ 1,725,535
合計	27,107,974

【結果】
再評価時と同様、実際の計画が経済的（合理性の条件①に該当）で合理性がある

評点 100点 要件を満たす

3-2-2 （参考） 再評価（平成24年8月）からの事業の変動

1. 初期費用 [実績額] ※1

※1 「初期費用」について、社会的割引率による現在価値化を行う前の額

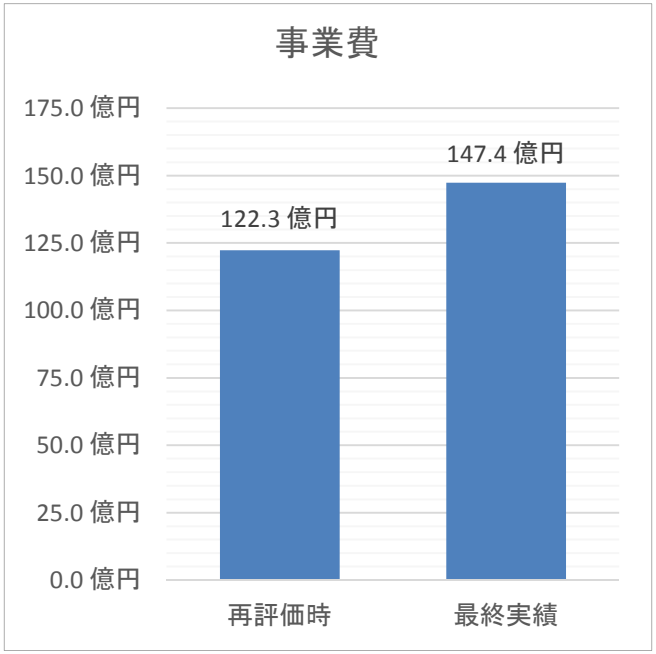

増減の内容

- コスト削減 [▲ 5.9 億円]
  建設費の増加を抑制するための、設計の見直し等
  例：設備配管経路（延長）の合理化、サッシ類の見直し、内装等の見直し・削減
- 重金属対策 [12.5 億円]
  工事着手後に基準値超過が判明した、自然由来の重金属を含む土壌の処理費等
- 資材・労務費高騰 [13.1 億円]
  工事着手後の建設費高騰及び消費税率上昇等による増額
- その他 [5.4 億円]
  工事着手後の状況変化（法改正、震災による防災機能の見直し等）に対応するため必要となった工事費・経費等

2. 建設期間

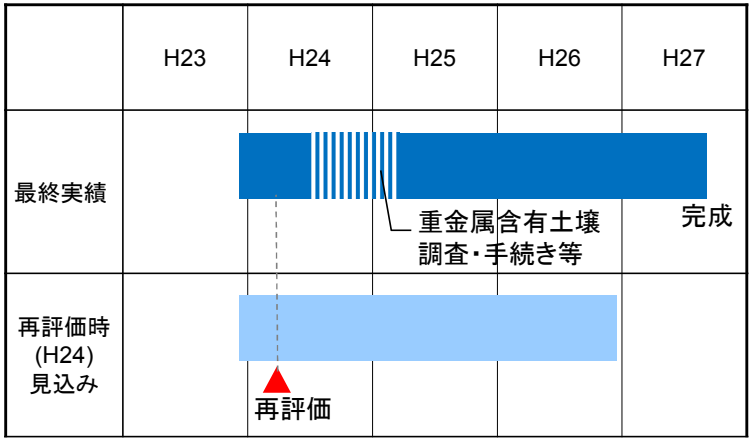

◆ 工事着手後に判明した、自然由来の重金属を含む土壌への対応により、事業期間延長

3-3-1　事後評価　事業計画の効果　（B1）　（評価基準の詳細は“参考3”を参照）

事業計画の効果（B1）　発現状況

分類	項目	係数	内容
位置	用地の取得・借用	1.1	国有地に建設され、借用の問題がない
	災害防止・環境保全	1.0	災害防止・環境保全上で支障がない
	アクセスの確保	1.1	市中心部に位置し、交通の便が良い
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	都市計画その他の計画と整合している
	敷地形状等	1.0	敷地が有効利用され、安全・円滑に出入りできる
規模	建築物の規模	1.0	業務内容に応じた、適切な規模となっている
	敷地の規模	1.0	業務や建物規模に応じた規模で、駐車場の不足も生じていない
構造	機能性（業務を行うための基本機能に該当する部分）	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている
	（参考　再評価時に存在した評価項目 ～ 社会性等　施策に基づく付加機能（B2）の評価）	*(1.1)*	*（施策に基づく機能が付加される見込み （B2　評価において、評語A又はBに該当する項目がある））*
	評点　（全係数の積 ×100）	121.0点	≧ 100点

【結果】

評点が100点以上　要件を満たす

《参考》 再評価時（発現見込み）の評点　133.1点

点数変動理由

評価基準の改定により、再評価時には ×1.1　と加点要因になっていた1項目が削除。

上表の項目の評価は、再評価時から変化なし

施策に基づく付加機能（B2） 発現状況 1

評語 A：特に 充実した取り組みがなされている
B：充実した取り組みがなされている
C：一般的な取り組みが なされている
D：一般的な取り組みが なされていない

分類	項目	評語	内容
社会性	地域性	C	法令や条例等との整合を図る等、一般的な取り組みがなされている
	景観性	B	周辺の都市環境への配慮に取り組まれている
環境保全性	環境保全性	A	環境負荷低減に配慮した施策に、4つ以上 ※1 取り組まれている
	木材利用促進	B	内装の木質化に取り組まれている

《 景観性》



県庁とのスカイライン（高さ）・色調の調和

《 木材利用推進 》



内装の木質化 （1Fエントランス）



内装の木質化 （1F受付カウンター）

《※1 環境保全性 取り組み 》



● 自然エネルギー利用
（太陽光発電）



● 緑化のための対策
（屋上緑化）

その他 環境保全性に関する取り組み

- 特別な省エネ機器（照明制御）
- 水資源の有効活用のための特別な対策（雨水利用）
- 高性能ガラス

施策に基づく付加機能（B2） 発現状況 2

評語 A：特に 充実した取り組みがなされている　C：一般的な取り組みが なされている
B：充実した取り組みがなされている　D：一般的な取り組みが なされていない

分類	項目	評語	内容
機能性	ユニバーサルデザイン	A	移動等円滑化基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している
	防災性	A	総合耐震・耐津波計画基準に基づいているほか、2つ以上 ※2 の施策に取り組まれている
性 経済	耐用・保全性	C	配管スペースの確保等、一般的な取り組みがなされている

《 ※2 防災性 取り組み 》

構造体に係る業務継続のための対策
- ●制震構造

ライフラインに係る対策
- ●容量7日分以上オイルタンク（自家発電）
- ●電力の多回線引き込み
- ●外部電源車からの引き込み

その他の対策
- ●屋上ヘリポート （防災対応の強化）



制震ダンパー（黄色部）
制震ブレース



自家発電機
左： 72時間系統 （3日間分貯蔵タンク）
右：168時間系統 （7日間分貯蔵タンク）



屋上ヘリポート
（協定により県庁、市役所など7機関が利用可能）

3-4 その他の評価 （参考）

ユーザー評価 （顧客満足度調査）

調査期間： 平成29年8月～9月
調査方法： アンケートによる ５段階評価

事業評価における関連項目： 事業の効果（B1）「アクセスの確保」

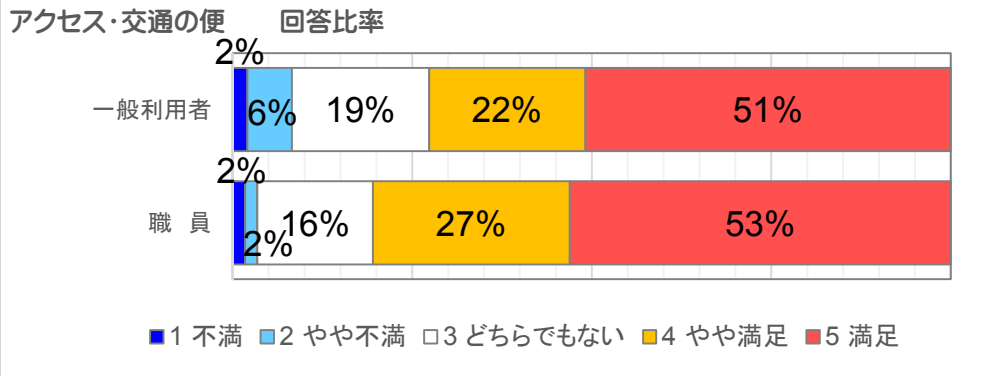

●一般利用者・職員ともに、過去に全国で行った同調査の５段階評価の平均を大きく上回る

一般利用者： 本施設 4.1 平均 3.7
職 員： 本施設 4.3 平均 3.3

※一般利用者には「アクセス性」、職員には「交通の便」を５段階評価で質問

建築環境総合性能評価システム（CASBEE） による評価

建築物の環境効率（BEE） ： 1.7 （ ランクA 大変良い ）

目標水準である 1.5 を上回っている

$$BEE = \frac{Q\ (\text{建築物の環境品質})}{L\ (\text{建築物の環境負荷})}$$

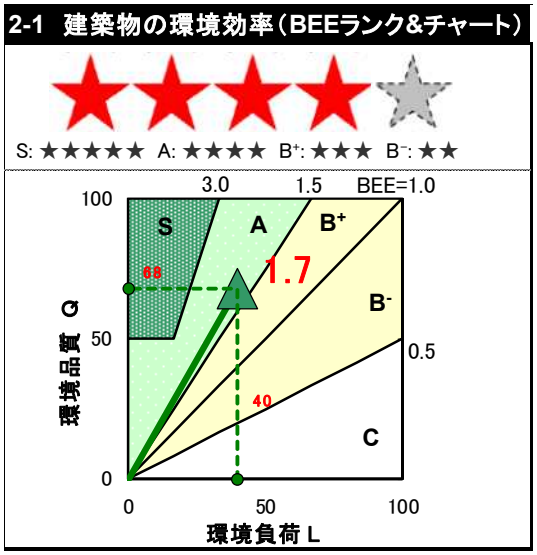

S ：素晴らしい
A ：大変良い
B＋：良い
B－：やや劣る
C ：劣る

4　事後評価の視点による分析、今後の対応方針（案）

1. 事業計画の「必要性」、「合理性」、「効果」の評価を踏まえた、事後評価の視点による分析・確認

項目	分析・確認
費用対効果分析（事業計画の合理性）の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされた。 事業着手後に判明した重金属を含む土壌への対応や震災後の工事費高騰のため、事業費及び事業期間に変動があったが、実施した事業計画に代替案と比較しての合理性があることについては変化がない。
事業の効果の発現状況	老朽や狭あい解消、防災性能の向上など事業の目的を達成した上で、良好なアクセス性などが確保されている。 環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性について、特に充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。
事業の実施による環境の変化	事業の実施による周辺環境の変化は特に見られない。 また、環境負荷低減の取り組みやCASBEE評価の結果から、環境への配慮がされているといえる。
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化はないと考えられる。

2. 今後の対応方針（案）

項目	対応方針（案）
今後の事後評価の必要性 改善措置の必要性	事業の目的に対する効果を発現しており、再度の事後評価及び改善措置は必要ないと考えられる。
同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性はないと考えられる。

参考1 「事業の必要性」の評点表

既存施設の更新の場合

該当する計画理由、評点区分　　該当する状況（評点）が官署ごとに異なるもの。加重平均で全体評点を算出

計画理由	内容　評点	100	90	80	70	60	50	40	備　考
老朽	主要素 施設の老朽（現存率）	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							
狭あい	庁舎面積（面積率）　加重平均後の評点　35点	0．5以下	0．55以下	0．60以下	整備 0．65以下	0．70以下	0．75以下	0．80以下	警察・財務・経産　面積率80%台　評点0 敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	警察・経産・整備	期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		財務　借用なし　評点0
	借料が高額等の事情により返還すべき場合　加重平均後の評点　67点			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難　加重平均後の評点　60点			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの 整備		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で（同一敷地外）、業務上非常に支障があるもの 警察・経産		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。 財務　分散なし　評点0
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの（年度別決定済み）			区画整理等が計画決定済みであるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点（従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合は0点）に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。）をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備 （災害時における必要機能に係る施設の不備を除く）	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

1.「事業計画の必要性」評点：　主要素の評点　＋、従要素それぞれの評点の10%
2. 合同庁舎計画、特定国有財産整備計画に基づく事業計画は、それぞれ10点を加算
（各官署毎に算出、面積による加重平均）

参考2「事業の合理性」の評点表

評　点	評　　価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ① 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合 ② 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合 ③他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合 （実現可能な代替案が存在しない場合を含む。） ④他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合
0点	下記のいずれかにも当てはまらない。

参考3 「事業の効果（B1）」発現状況の評点表

分類	項　　目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込みが立たない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。		自然的条件からみて災害防止、環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無いか、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、建設までに整合する具体的な見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、かつ、建設までに整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。（駐車場の不足などが見込まれる。）			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性（業務を行うための基本機能に該当する部分）		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されない可能性がある。		執務に必要な空間又は機能が確保されない見込みである。

各項目の係数（1．1～0．5）をすべて掛け合わせ、100倍した数値を評点とする

参考4　「施策に基づく付加機能（B2）」発現状況のチェックリスト

分類	評価項目	評語	取組状況	評価要領	
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている	＜施策※1＞地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携（シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など）／既存建造物（歴史的建築物）の有効利用／跡地の有効活用（地方公共団体による活用など）／地域性のある材料の採用／地域住民との連携（ワークショップ、懇談会など）／オープンスペースの設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	＜施策※1＞歴史・文化及び風土への配慮／歴史的まちなみの保存・再生／周辺の自然環境への配慮／周辺の都市環境への配慮／跡地の有効活用（景観形成、文化財保護など）
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。	＜施策※1＞特別な省エネ機器の導入（氷蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など）／蓄電池／緑化のための特別な対策（屋上緑化など）／自然エネルギー利用のための特別な対策（太陽光発電、風力発電など）／水資源の有効活用のための特別な対策（雨水利用設備など）／外断熱／高性能ガラス
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入がされている。（LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など）	
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。		
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	＜施策※3＞木造化／内装等の木質化／木質バイオマスを燃料とする機器の設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮※4を達成している。	
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	＜施策※1＞火災への特別な対策（ガス消火など）／浸水への特別な対策（防潮堤、止水版など）／強風への特別な対策（ビル風対策など）／落雷への特別な対策（高度な雷保護など）／構造体に係る業務継続のための特別な対策（免震又は制振構造）／ライフラインに係る業務継続のための特別な対策（電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応）　／ ヘリポート
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。		
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	＜施策※1＞ 将来の模様替えに配慮した階高の確保／将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保／可動間仕切の活用／清掃を容易にするための取組（光触媒など）
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。 （設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など）	
		D	一般的な取組がなされていない。		

※1評価の実施主体が評価（案）を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。
※2「官庁施設の環境保全性基準」（平成29年3月22日付け国営環第14号）のうち2.3(2)による。
※3「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（平成28年4月1日　国土交通省）による。
※4「建築設計基準」（平成26年3月31日付け国営整第245号）のうち2.2.3（2）、2.7.2(2)(3)、2.8.4(2)による。